

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 保安林の指定
  - 〃
  - 道路の区域変更
  - 道路の供用開始
  - 道路の占用を制限する区域の指定
- 【公告】
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
  - 〃
- 【海区漁業調整委員会】
- 広島・岡山連合海区漁業調整委員会の開催
  - 岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の開催
  - 岡山・香川連合海区漁業調整委員会の開催

治山課

道路整備課

〃

建築指導課

〃

海区漁業調整委員会

〃

〃

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和五年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

岡山市北区菅野字向山一一四五の一、一一四六、一一四七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字向山一一四五の一・一一四七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和五年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

岡山市北区粟井字柏尾二一八五の一、二二八一の一、二二八二、二二八三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柏尾二一八五の一（次の図に示す部分に限る。）、二二八一の一、二二八二、二二八三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和5年1月31日 岡山県公報 第12468号

◎岡山県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八一号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市宮尾字中須賀一二八九番三地先か ら 津山市宮尾字中須賀一二四七番四地先ま で	新	一五・三〇 四七・〇	九八・七
津山市宮尾字中須賀一二八九番三地先か ら 津山市宮尾字中須賀一二四七番四地先ま で	旧	一六・八〇 三〇・五	九八・七

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米建部線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市宮尾字中須賀一二四八番二地先か ら 津山市宮尾字中須賀一三八〇番一地先ま で	新	一〇・五〇 三七・五	一八一・七
津山市宮尾字中須賀一二四八番二地先か ら 津山市宮尾字中須賀一三八〇番一地先ま で	旧	四・四〇 一七・一	三二〇・五
津山市宮尾字中須賀一二五六番五地先か ら 津山市宮尾字中須賀一三八〇番一地先ま で	旧	一〇・五〇 三七・五	一八一・七

令和5年1月31日 岡山県公報 第12468号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山城宮尾線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市宮尾字中須賀一・二・八番三地先か ら 津山市宮尾字中須賀一・二・八番三地先ま で	新	一七・六〇 二九・二	三一・八
津山市宮尾字中須賀一・二・八番三地先か ら 津山市宮尾字中須賀一・二・八番三地先ま で	旧	一五・四〇 一七・八	三一・八

で

# 令和5年1月31日 岡山県公報 第12468号

◎岡山県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		一般国道	道路の種類
山城宮尾線	久米建部線	一八一号	路線名
津山市宮尾字中須賀二二八一番三地从前	津山市宮尾字中須賀二二五五六番五地从前	津山市宮尾字中須賀二二四七番四地从前	区間
津山市宮尾字中須賀二二八八番三地从前	津山市宮尾字中須賀一三八〇番一地从前		供用開始年月日（時間）
			令和五年二月一日（七時四十三分）

# 令和5年1月31日 岡山県公報 第12468号

## ◎岡山県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太  
一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	一八一号	津山市宮尾字中須賀一二八九番三地先から津山市宮尾字中須賀一二四七番四地先まで

### 二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

### 三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

### 四 占有の制限の開始の期日

令和五年一月三十一日

〔四一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月三十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字内田四二九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原八五九―一フェリシダ矢蔵I―一〇一号室

小島 伊織

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月二十一日岡山県指令建指第二四一号



令和5年1月31日 岡山県公報 第12468号

〔四二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一〇八五―六、一〇八五―七、一〇八五―八、一〇八

五―九、一〇八五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島一三六〇―七ルボアB

小田 晃平

小田 梨花

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月二十四日岡山県指令建指第四二三号

◎広島・岡山連合海区漁業調整委員会公示第一号

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六条第一項の規定により、第六十七回  
広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和五年一月三十一日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会  
会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和五年二月十七日（金）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 令和五年度における各種漁業の入会調整について

◎岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七条第一項の規定により、第六十一回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和五年一月三十一日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和五年二月二十一日（火）

午前十一時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 令和五年度における各種漁業の入会調整について  
第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について

◎岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第六十二回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和五年一月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和五年二月二十二日（水）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 令和五年度における各種漁業の入会調整について